

# 定 款

平成 26 年 5 月 31 日 一部改訂

公益社団法人 福岡県栄養士会



# 公益社団法人 福岡県栄養士会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福岡県栄養士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、県民一人ひとりの健やかで幸せな尊厳ある生の礎となる食・栄養の指導と療法の実施を掌る管理栄養士・栄養士の職能集団として、食と栄養の科学と技術の振興、県民の健康づくりの担い手となる人材の育成、健全な食生活のための県民の自律の支援、県民の健康を育む食環境の整備に資する各種の事業を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の健康・食事の実態等と栄養指導・食事療法に関する調査・研究・技術開発、郷土料理の研究や料理・献立の創作等による食文化の発展的承継に資する活動、及び、県等の健康政策立案への貢献などをおして、食と栄養の科学および実用技術を振興する事業
- (2) 系統的で発展的な内容の教育、訓練及び学習からなる継続的研修と管理栄養士・栄養士養成教育への支援により、高度の専門的技能とともに、一人ひとりのかけがえのない命を尊び慈しむ姿勢を身につけた管理栄養士・栄養士を育成する事業
- (3) 県民又は一人ひとりの特性に対応しつつ、開かれた多様な機会と形態で行う栄養指導・給食管理・食事療法及び食育に関する活動や、刊行物等による適切な栄養・食事摂取に向けた知識・知恵の発信と交流などをもって、県民が健全で稔り豊かな食生活を行う力を身につけることができるよう支援する事業
- (4) 栄養・食生活の改善に向けた関係機関・団体・専門家・専門職等の連携・協働関係の形成、地域の栄養改善に貢献した人材の顕彰、健全な食生活を応援する公的又は私的な諸制度の整備・改善、その他の取り組みをもって、県民の健康を育む食環境の整

備を行う事業

(5) 管理栄養士、栄養士の就業支援を行う無料職業紹介事業を行う。

(6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定めた事業は、その実施地域を福岡県内とする。

### 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、栄養士法（昭和22年12月29日法律第245号）第2条に定める管理栄養士、栄養士の免許を有し、福岡県内に居住又は勤務し、かつ、本会の目的に賛同して次条の手続により入会した者とする。

2 前項の定めにかかわらず、本会の会員に名誉会員の称号を付与することができる。

3 第1項の定めにかかわらず、本会の会員以外の者に賛助会員の名称を付与することができる。賛助会員の名称は、これを付与された者を会員とするものではない。

4 賛助会員、名誉会員に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。

5 次条以下において会員とは、第1項の会員を指すものとする。

6 第1項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、本会に対して入会の申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の申し込みに関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動の費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(法定退会)

第9条 前条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに退会する。

(1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき

(2) 管理栄養士・栄養士の免許を取り消されたとき

(3) 総会員の同意があるとき

(4) 死亡又は失踪宣告を受けたとき

(5) 除名されたとき

(除 名)

第10条 会員の除名は、当該会員が次の各号のいずれかに該当するときに限り、総会の決議によってこれを行うことができる。この場合には、当該会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

(退会に伴う権利及び義務の帰趨)

第11条 会員が第8条又は第9条の規定により退会したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費等及びその他の拠出金は、会員が退会した場合でも、これを返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 役員を選任又は解任

(3) 役員報酬等（報酬、賞与その他職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）の額

(4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分の承認

(7) 管理栄養士・栄養士の職業倫理に関する規定の制定及び改廃

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度1回、事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、次項による総会の招集の請求につき、会員が、一般法人法第37条第2項の規定により総会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、会長（第21条第2項に規定する者。以下同じ。）が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第19条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

- 2 会員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた会員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時までには本会に提出して議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長、会長並びに総会に出席した会員から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 23名以上26名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、1名を常任理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議に際し、理事又は監事が欠けた場合、又は定款で定めた理事又は監事の員数を欠くことになるときに備えて、総会は、補欠の役員を選任することができる。
- 3 理事会は、会長、副会長及び常任理事を選定及び解職する。
- 4 監事は、総会において選任し、うち少なくとも1名は会員以外の有識者とする。ただし、理事を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を行う。

- 2 会長および副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その

業務を執行する。

- 3 常任理事は、この定款及び理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員(本会が雇用している者をいう。以下同じ。)に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第21条第1項に定める定数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。
- 5 理事または監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長)

第28条 本会に、任意の機関として、名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長経験者より理事会がその決議をもって委嘱し、かつ、委嘱を解く。
- 3 名誉会長の任期は、理事のそれに準じ、理事会において再任することができる。
- 4 名誉会長は、本会の重要事項について、会長および副会長の諮問を受けて参考意見を述べる。



## 第6章 理事会

### (構成)

第29条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

### (招集)

第31条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集し、その議長となる。

### (決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができたものに限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
- 3 前項の定めに関わらず、会長、副会長、常任理事を選定した理事会の議事について作成された議事録については、会長、副会長及び監事の外、出席した理事も記名押印しなければならない。
- 3 同条1項の規定により作成した議事録は法令に定めるところにより10年間、主たる事務局に保存しなければならない。

## 第7章 支部

(支部の設置)

第34条 本会に、別に定める地域ごとに支部を置く。

2 前項の支部の設置及び運営に関する規程は、理事会がこれを定める。

(支部の事業)

第35条 前条の支部は、対象とする地域の自然環境や社会的・文化的特性を踏まえた公益目的事業を推進するため、調査、研究、研修、講演、知見の普及、食に関する環境の整備、その他第4条に定める本会の事業の実施を担当する。

## 第8章 事業部会

(事業部会)

第36条 本会に、別に定める職域ごとに事業部会を置く。

2 前項の事業部会の設置及び運営に関する規程は、理事会がこれを定める。

(事業部会の事業)

第37条 前条の事業部会は、対象職域における業務の特性を踏まえた公益目的事業を推進するため、調査、研究、研修、講演、知見の普及、食に関する環境の整備、その他の第4条に定める本会の事業の実施を担当する。

## 第9章 事務局

(事務局)

第38条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長の選任及び解任は、理事会がこれを決定する。

4 職員は、会長の指示により事務に従事する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第10章 資産および会計

(基本財産)

第39条 第4条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号。以下「公益法人認定法施行規則」という。）第22条第3項第1号から同項第6号までに掲げる財産に該当するとして理事会が定めた基本財産及び特定資産の管理は、理事会が別に定める手続規程に基づきこれを行う。

（事業年度）

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第41条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度の定時総会に提出してその内容を報告する。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事の名簿

（3）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益法人認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第11章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第13章 雑則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、

理事会（総会に関するものについては総会）の決議を経て別に定める。

#### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は城田知子、石井妙子、外山健二とする。

3 本会の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は平成24年度定時総会終了までとする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

5 この定款は、平成26年5月31日に変更（第4条・第21条）し、同日から施行する。